

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日とさせていただきます)

## 目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更  
土地改良区の定款の変更の認可(二件)  
土地改良法による換地処分  
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定  
林業種苗法による生産事業者の登録  
都市計画の変更(三件)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集  
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての消費者等の意見の聴取
- ◇ 正 誤 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則中訂正  
鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による俣谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十年十二月一日現在の地番による。)
俣谷字石佛	俣谷字切通シ四一三の三及びこれと一体をなす国有地 俣谷字石佛の全域
俣谷字切通シ	俣谷字切通シのうち四一三の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域

### 鳥取県告示第三百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、八東土地改良区の定款の変更を昭和六十一年四月七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を昭和六十一年四月七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業に係る俣谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十七号

淀江町が行う土地改良事業に係る今津地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年四月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百六十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百五十	藤原博市	八頭郡智頭町大字智頭五四一六	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	藤原博市苗畑	八頭郡智頭町大字智頭五四一六

鳥取県告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・三・五号称宜谷晩稲線（変更後三・三・五号称宜谷賀露線）及び三・六・五号古海賀露線（変更後三・六・五号古海晩稲線）

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・五号 称宜谷晩稲線（変更後三・三・五号称宜谷賀露線）追加する部分

鳥取市賀露町字松林、字中瀬ノ一、字中瀬ノ式、字中瀬ノ三、字下小路、字切戸、字湊ノ二、字灘端及び字西浜

変更する部分

鳥取市秋里字下大石橋、南限字曾崎及び字捻斗田、並びに晩稲字下総斗田、字上赤田、字白毛、字下赤田、字前田馬上免、字上陳後及び字下陳後

削除する部分

鳥取市晩稲字九反田

2 三・六・五号古海賀露線（変更後三・六・五号古海晩稲線）

追加する部分

鳥取市晩稲字下赤田

変更する部分

鳥取市江津字水押通並びに晩稲字中赤田及び字前田馬上免

削除する部分

鳥取市晩稲字九反田、字上陳後及び字下陳後並びに賀露町字松林、字瀬ノ一、字中瀬ノ式、字中瀬ノ三、字下小路、字切戸、字湊ノ二、字灘端及び字西浜

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町二六 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和六十一年四月十一日から同月二十五日まで

鳥取県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・四・五号福吉町生田線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

倉吉市字~~五ノ助~~字清水出、字サコ田、字四十二丸、字早稲田、字谷

畑、字久米谷、字芸才寺及びみどり町字中田

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和六十一年四月十一日から同月二十五日まで

鳥取県告示第三百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 四・三・一号海浜運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

西伯郡日吉津村大字日吉津地内

三 都市計画の案の縦覧場所

西伯郡日吉津村大字日吉津八七二一五 日吉津村役場

四 縦覧期間

昭和六十一年四月十一日から同月二十五日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和六十一年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一日時 昭和六十一年四月十七日(木)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 明るい参議院議員選挙推進大会について

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年四月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和59年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 福田次芳後援会

報告年月日 昭和61年3月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 16,685円

ア 前年繰越額 185円

イ 本年収入額 16,500円

(2) 支出総額 16,500円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附(内訳別掲)

個人からの寄附 16,500円

合 計 16,500円

〔寄附の内訳〕

個人からの寄附

その他 16,500円

(2) 支出の内訳

政治活動費

機関紙誌の発行  
その他の事業費 16,500円

宣伝事業費 16,500円

合 計 16,500円

政治団体の名称 門脇たけし後援会

報告年月日 昭和61年3月25日

収入・支出の総額

1 収入総額 24,300円

(1) 前年繰越額 24,300円

(2) 本年収入額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 中川健作後援会

報告年月日 昭和61年3月25日

収入・支出の総額

1 収入総額 23,800円

(1) 前年繰越額 23,800円

(2) 本年収入額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 灰定節雄後援会

報告年月日 昭和61年3月27日

収入・支出の総額

1 収入総額 7,323円

(1) 前年繰越額 7,323円

(2) 本年収入額 0円

<p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 <b>竹内鶴雄後援会</b></p> <p>報告年月日 昭和61年3月28日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>(2) 支出総額 97,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 100,000円</p> <p>合 計 100,000円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 100,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 7,000円</p> <p>事務所費 50,000円</p> <p>小 計 57,000円</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 40,000円</p> <p>合 計 97,000円</p>	<p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 <b>東風会</b></p> <p>報告年月日 昭和61年3月31日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 <b>大和塾鳥取県本部</b></p> <p>報告年月日 昭和61年3月31日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>
<p>1 収入総額 900円</p> <p>(1) 前年繰越額 900円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 <b>安達昭男後援会</b></p> <p>報告年月日 昭和61年3月31日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入・支出の総額 150,000円</p> <p>ア 前年繰越額 50,000円</p> <p>イ 本年収入額 100,000円</p>	<p>政治団体の名称 <b>政治結社大日本格闘会中国管区鳥取県本部</b></p> <p>報告年月日 昭和61年3月31日</p> <p>収入・支出の総額</p>	<p>大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第7条第2項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について、消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のものの意見を聴きたいので、意見を述べようとする者は、その意見書を大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、昭和61年4月25日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。</p> <p>昭和61年4月11日</p> <p>鳥取県大規模小売店舗審議会会長 八 村 信 三</p>

- 1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタービジュアルインフォーマー  
倉吉市米田町855-1
- 2 届出者の名称及び所在地  
東宝企業株式会社  
倉吉市大正町二丁目90
- 3 開店日  
昭和61年8月26日
- 4 店舗面積  
797平方メートル
- 5 閉店時刻  
午後6時30分
- 6 休業日数  
年間13日
- 7 主として販売する物品の種類  
雑貨、家庭用品、その他

正 誤

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（昭和六十一年三月鳥取県規則第十二号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
八 下	終わり から五	野菜及ぶ	野菜及び

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則（昭和六十一年三月鳥取県規則第十三号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段	誤	正
十六 下	工業立地法施行令	工場立地法施行令
十六 下	工業立地法	工場立地法